

議案第七十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立大平台みなと荘

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

富士急グループJV

山梨県富士吉田市新西原五丁目六番一号ハイランドリゾート株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

大平台みなと荘の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。